

中心市街地再活性化施策の推進

平成15年9月

総務省

地域経済の核であり、地域の顔である中心市街地の再活性化に向けて地方公共団体が実施する総合的かつ計画的な取組みを、積極的・重点的に支援する。

平成10年7月の中心市街地活性化法の施行以来、市町村によって作成された基本計画が590を超え、計画策定後の事業化に向けた取組みが行われる中で、基本計画の円滑な実施やその見直しについて重点的に支援する。

1. 中心市街地再活性化のための地方単独事業に対する支援

(1) 中心市街地再活性化特別対策事業(ハード事業)

中心市街地再活性化のために行われる以下の施設整備等を一般単独事業債(交付税措置付き)により支援する。

- ・集客力を高める施設の整備(市民広場、ホール、駐車場等)
- ・地域の産業の振興に資する施設の整備(展示施設等)
- ・良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備(ポケットパーク等)

平成16年度:地方財政対策の中で決定

(平成15年度600億円)

(2) 中心市街地再活性化ソフト事業による支援

- ① 地方公共団体が行う中心市街地再活性化を図るための基本計画の策定や既に策定された基本計画の再評価・見直し、人材育成等に要する費用を普通交付税により措置する。

平成16年度:地方財政対策の中で決定

(平成15年度:500億円)

- ② 地方公共団体等が行う基本計画に位置付けられた事業の具体化・事業化作業やイベント等のソフト事業に要する額の50%相当額を特別交付税により措置する。

2. 中心市街地再活性化のための情報通信基盤の整備等に対する支援

①地域イントラネット基盤施設整備事業等

地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体等を支援する。

平成16年度要求額: 71.59億円の内数

②マルチメディア街中にぎわい創出事業

中心市街地の活性化を推進するため、情報通信アプリケーションを提供する機能や、マルチメディアに慣れ親しむ展示・研修・交流機能を併せ持った施設を整備する地方公共団体等を支援する。

平成16年度要求額: 1.43億円

③新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業

地域の住民に必要な映像情報の提供又は双方向機能を活用してインターネット接続サービス等を提供するケーブルテレビ施設を整備する市町村等を支援する。

平成16年度要求額: 25.48億円の内数